パブリックコメント制度の実施手順(H19.2.9 庁議決定)

計画や条例、公共施設の基本計画等の案を作成

↓

計画等の趣旨や目的、案の内容理解のための関係資料等を公表

案
- 案そのもの

関連資料
- 案を作成した趣旨、目的等
- 案の概要

関連する情報～市民の十分な理解が得られるよう配慮する
- 根拠（法令、上位計画）
- 案の位置付け　・経費の概要

必ず利用するもの
- 行政情報センターでの閲覧
- 地区公民館、図書館等での閲覧
- 市のホームページへの掲載

周知のため活用するもの
- 実施機関の事務所での閲覧
- 広報はなまきへの掲載
- 説明会の開催
- 報道機関への発表

↓

市民が意見を提出（郵便、ﾌｧｸｼﾐﾘ、電子ﾒｰﾙ　その他）～期間　原則３０日以上
この間、広く市民の意見、情報等を収集できるよう周知方法等を工夫する。

↓

反映できる意見については、その意見に基づいて案を修正

反映できない意見については、その理由や意見に対する考え方をまとめ

↓

提出された意見を考慮した意思決定

↓

最終的に意思決定した案の公表

必ず公表するもの
- 最終的に意思決定された案
- 提出された意見（類似意見は集約）
- 公表した案の修正内容と理由
- 提出された意見に対する市の考え方

必ず利用するもの
- 行政情報センターでの閲覧
- 地区公民館、図書館等での閲覧
- 市のホームページへの掲載

周知のため活用するもの
- 広報はなまきへの掲載
- 報道機関への発表

印刷物の配布、説明会他

最終的に意思決定した案で、議会の議決を要するものは議会に提案 → 議会の議決